

## I. 安来市水道の区分

資料編 1～2 参照

### 1. 水道事業

- (1) 上水道事業 計画給水人口 5,000 人以上
- (2) 水道事業会計（公営企業会計）として運営（独立採算）
- (3) 特徴 常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営する。

### 2. 簡易水道事業

- (1) 簡易水道事業 計画給水人口 101 人以上～5,000 人以下
- (2) 飲料水供給施設・簡易給水施設 計画給水人口 50 人以上～100 人以下
- (3) 簡易水道特別会計として一般行政機関（官庁会計）の特別会計として運営
- (4) 特徴 地理的条件の悪い地域などに公衆衛生の向上や公共の福祉を目的に普及を図ってきたため、経営基盤がぜい弱で一般会計からの繰出しや国の補助金などによる財政支援が無ければ経営は成り立たない。（施設が簡易ということではなく、計画給水人口の規模が小さいものを簡易と規定したもの）

## II. 安来市水道事業の沿革について

資料編 3 参照

安来市の水道事業は、平成 16 年の合併以降、上水道事業 1 事業、簡易水道事業 9 事業、飲料水供給事業 5 事業及び簡易給水施設 2 事業の計 17 事業を運営しています。

### 1. 上水道事業

旧安来市の上水道事業は、昭和 8 年 6 月に計画給水人口 7,140 人、計画給水量 1,080 m<sup>3</sup>/日で創設し、給水区域の拡大や給水量の増加に対応するため、6 度の拡張事業を行った。

旧広瀬町の上水道事業（旧広瀬町町部）は、昭和 32 年 12 月に給水人口 4,600 人、計画 1 日最大給水量 750 m<sup>3</sup>/日で創設し、7 度の拡張事業を行った。

現在の上水道事業は、平成 16 年 10 月 1 日の 1 市 2 町の合併の際に安来上水道事業と広瀬上水道事業の事業統合により、計画給水人口 33,300 人、

計画 1 日最大給水量 15,300 m<sup>3</sup>/日となっている。なお、現在は給水量の多くを島根県水道用水供給事業より受水し、給水をしている。(契約受水量 10,500 m<sup>3</sup>/日)

## 2. 簡易水道事業

### 【広瀬地区】

- ・昭和 45 年に布部簡易水道事業を計画給水人口 1,100 人、1 日最大給水量 193.75 m<sup>3</sup>/日で創設
- ・昭和 50 年に比田簡易水道事業を計画給水人口 1,350 人、1 日最大給水量 231.65 m<sup>3</sup>/日で創設
- ・昭和 53 年に山佐簡易水道事業を計画給水人口 1,250 人、1 日最大給水量 291.6 m<sup>3</sup>/日で創設
- ・昭和 60 年には、須谷飲料水供給施設を計画給水人口 62 人、1 日最大給水量 17 m<sup>3</sup>/日で創設
- ・平成 2 年に西谷簡易水道事業を計画給水人口 250 人、1 日最大給水量 84.1 m<sup>3</sup>/日で創設
- ・平成 7 年に奥田原簡易水道事業を計画給水人口 330 人、1 日最大給水量 90.5 m<sup>3</sup>/日で創設
- ・平成 10 年に宇波簡易水道事業を計画給水人口 400 人、1 日最大給水量 107 m<sup>3</sup>/日で創設し順次給水を開始した。

### 【伯太地区】

- ・昭和 34 年に伯太簡易水道事業を計画給水人口 1,900 人、1 日最大給水量 285 m<sup>3</sup>/日で創設
- ・昭和 47 年に福富飲料水供給施設を計画給水人口 90 人、1 日最大給水量 16 m<sup>3</sup>/日で創設 (平成 16 年廃止：伯太簡易水道へ統合)
- ・昭和 52 年に上十年畑簡易水道事業を計画給水人口 250 人、1 日最大給水量 37.5 m<sup>3</sup>/日で創設  
須山飲料水供給施設を計画給水人口 96 人、1 日最大給水量 14.4 m<sup>3</sup>/日で創設  
久根簡易給水施設を計画給水人口 48 人、1 日最大給水量 7.2 m<sup>3</sup>/日で創設
- ・昭和 54 年に小竹簡易水道事業を計画給水人口 530 人、1 日最大給水量 112 m<sup>3</sup>/日で創設
- ・昭和 56 年に清水搔簡易給水施設を計画給水人口 41 人、1 日最大給水量 8.2 m<sup>3</sup>/日で創設
- ・平成 4 年に草野飲料水供給施設を計画給水人口 85 人、1 日最大給水量 21.25 m<sup>3</sup>/日で創設

- 平成9年に大郷飲料水供給施設を計画給水人口48人、1日最大給水量17.4 m<sup>3</sup>/日で創設
- 平成10年に大谷飲料水供給施設を計画給水人口20人、1日最大給水量6.8 m<sup>3</sup>/日で創設し、順次給水を開始した。

簡易水道事業は、中山間地域や狭隘な集落内の公衆衛生と生活環境の向上を図ってきた。その後、布部、比田、伯太、小竹簡易水道では数度の拡張事業を行い、水道未普及地域の解消と生活基盤近代化に向けた施設整備を進めた。

その結果、既設水道施設の能力は、計画給水人口43,920人、1日最大給水量19,141.25 m<sup>3</sup>/日の規模を有し、水道普及率は98.6%となっている。

今後は、国の制度改革により市内の全ての事業（17事業）を平成29年3月末に統合し、新たに一つの水道事業として事業経営を行う計画である。



今津水源取水（安来市）



富田水源地（広瀬町）



原代浄水場（伯太町）



西比田浄水場（広瀬町）

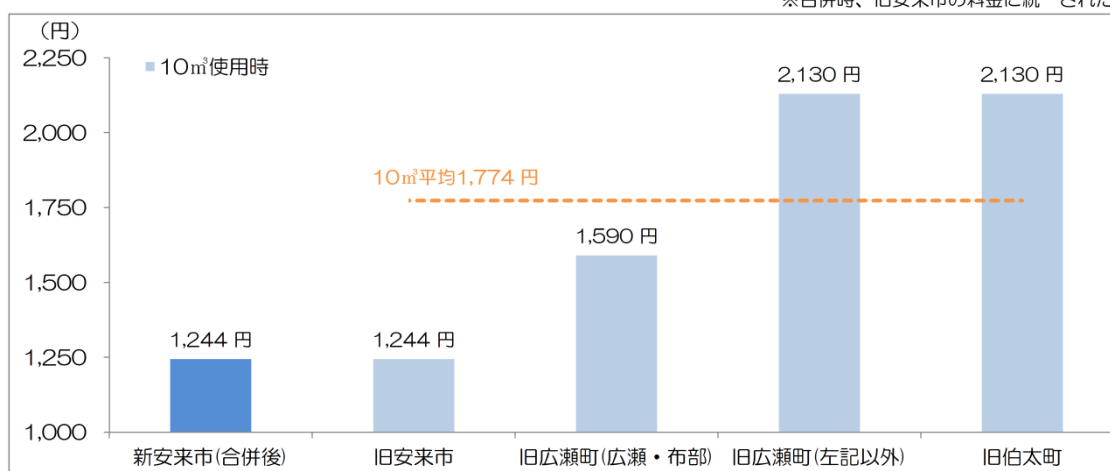
### Ⅲ. 水道料金の経過について

現行の水道料金は、旧安来市時代の平成 9 年に改正されたものです。平成 16 年の合併時には、旧安来市水道事業の料金に統一されました。

<表 1 合併時の料金比較 (1 か月あたり:消費税抜) >

使用水量	新安来市(合併後)	旧安来市	旧広瀬町(広瀬・布部)	旧広瀬町(左記以外)	旧伯太町
10m <sup>3</sup> 使用時	1,244 円	1,244 円	1,590 円	2,130 円	2,130 円
20m <sup>3</sup> 使用時	2,489 円	2,489 円	2,990 円	3,730 円	3,080 円

※合併時、旧安来市の料金に統一された



これにより、広瀬、伯太については、口径 13mm : 1 ヶ月 10 m<sup>3</sup>使用した場合の料金は 2,130 円から 1,244 円と 886 円程度の値下げとなった。以後、職員の削減、企業債補償金免除繰上償還の実施、企業債発行の抑制など弛まぬ努力により 18 年間一度も料金改定を行っていない。

<表 2 料金改定履歴>

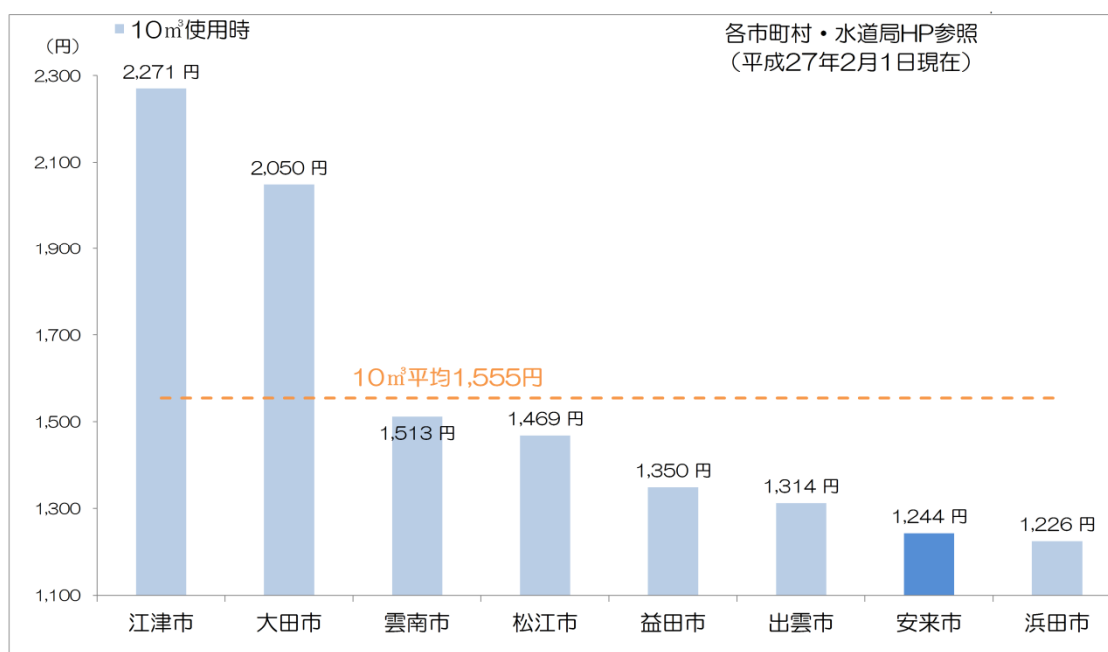
料金改定年次	平均改定率	備 考
昭和 58 年 10 月	25.0%	水道料金・加入者分担金
昭和 62 年 4 月	27.0%	水道料金のみ
平成元年 4 月	21.8%	水道料金・加入者分担金 消費税改正含む
平成 9 年 4 月	11.2%	水道料金
平成 17 年 4 月		合併により旧安来市の料金に統一

現在の県内8市の水道料金については、浜田市について2番目に安い料金になっている。各市ともに簡水統合を踏まえ料金改定の検討を行っている。

<表3 現在の県内8市の料金比較（1か月あたり：消費税抜）>

都市別	江津市	大田市	雲南市	松江市	益田市	出雲市	安来市	浜田市
給水人口	17,647人	26,865人	29,655人	166,446人	39,527人	128,518人	31,513人	42,708人
受水有無	浄水 (江の川水道)	浄水 (江の川水道)	浄水 (東部水道)	浄水 (東部水道)	-	浄水 (東部水道)	浄水 (東部水道)	-
10m <sup>3</sup> 使用時	2,271円	2,050円	1,513円	1,469円	1,350円	1,314円	1,244円	1,226円
20m <sup>3</sup> 使用時	4,373円	4,550円	3,365円	3,269円	2,800円	2,681円	2,489円	2,476円

※給水人口、受水有無は水道統計(平成24年度 施設・業務編)参照



しかしながら、県内の水道料金と比較して安価な水を供給してきた安来市ではあるが、今後の事業継続においては、主に以下の四つの理由により、水道料金の改定は避けられない状況にある。

- ① 給水人口の減少、節水機器の普及により、給水収益（料金収入）が年々減少している。
- ② 市内の主要な水道施設は設置後40年以上が経過してきており、年々、経年劣化による故障が多発している。よって、修繕費用が増加してきているため、施設更新を行わなければならないが、更新には今後10年間で60億円が必要である。
- ③ 安来市水道事業の給水量のうち、約75%を島根県用水供給事業から受水している。平成9年の料金改正以降、受水費は費用改正により18年間で6,000

万円増加している。

- ④ 国の制度改革により、平成 29 年 3 月末に市内の全ての事業（17 事業）を統合しなければならない。このことによって、簡易水道事業会計を上水道事業会計（公営企業会計）へ移行しなければならず、結果的に簡易水道事業に対して行われていた国の手厚い支援が受けられなくなる。この会計制度の変更に伴い、収入面では一般会計からの繰入金が増減し、一方、支出面では新たに減価償却費が生じることから、収支見通しにおいて、大きな財源不足が見込まれる。（総務省「経済財政運営と改革の基本方針」簡易水道事業への公営企業会計適用指導）

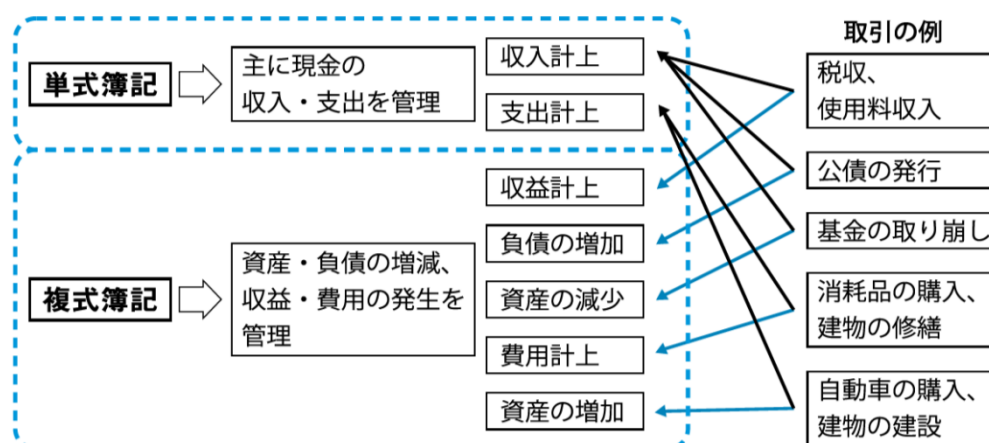
## IV. 水道事業・簡易水道事業の運営状況について

### 1. 会計制度の違い

水道事業会計は、公営企業会計であり、複式簿記・発生主義会計により処理されており、家庭などへ水を届けるための収入と支出を計上する「収益的収支」と水道施設の整備や建設、改良等を行うための「資本的収支」の 2 種類があります。収益的収支の中には、固定資産の減価償却費などの費用がある。

簡易水道特別会計は、一般行政機関の特別会計であり、単式簿記・現金主義会計により処理されており、上記のような種類はない。

<表 4 単式簿記と複式簿記の違いの例>



取引について、単式簿記では収入か支出に分類されるのに対して、複式簿記では様々な項目に分類される。

## 2. 運営状況

資料編4～8参照

水道事業全般では、人口減少や節水型機器の普及などにより水需要は減少し、これにより給水収益は、年々減少してきている。結果的に、水道事業会計は、職員の削減、企業債の繰上償還などにより厳しい経営を維持してきました。

簡易水道特別会計は、料金収入のほか一般会計からの繰出金や国の補助金などによる補填により経営を行っている。

## V. 施設整備の状況

### 上水道事業

#### 1. 老朽管（経年管）更新事業

市内の主要な水道管は設置後40年以上が経過することから、年次計画に基づき更新を行なう。（現在21km）

#### 2. 配水管改良事業

効率良い水道水の供給に向け、併せて耐震化を考慮した改良事業を行なう  
（大塚・清瀬地区等）

#### 3. 施設更新・改良事業

老朽化（経年化）する水源地、増圧ポンプ施設の更新・改良事業を行なう。  
今津水源地（第2ポンプ場）、矢田水源地（電機、浄水処理設備）  
神庭増圧ポンプ場（制御盤等）宮内水源地



社日配水池（安来市）

## 簡易水道事業

資料編 9 参照

### 1. 簡易水道施設整備事業

平成 28 年度末までに小さな水道事業区域を近くの大きな水道事業区域と接続し、維持管理の効率を図ると共に、老朽施設の更新を含めた事業であり、国の補助事業として補助率は 4/10 で行う時限立法の補助事業。

事業期間は平成 26 年度から平成 28 年度で施工、伯太地区 5 ヶ所、広瀬地区 2 ヶ所の合計 7 か所を連絡管で結び、取水場・浄水場の数を減らし維持管理費の削減を行い安定した水道事業運営をめざす。

- ・**上十年畑地区** 送水ポンプ 1 箇所、配水池 1 箇所、増圧ポンプ 2 箇所、送水管 6,950m、伯太簡易水道の下十年畑浄水場から送水。
- ・**須山地区** 増圧ポンプ 1 箇所、送水管 2,640m、伯太簡易水道の下十年畑浄水場から送水。
- ・**久根地区** 配水池 1 箇所、増圧ポンプ 1 箇所、送水管 2,890m を、小竹簡易水道の小竹浄水場から送水
- ・**清水搔地区** 増圧ポンプ 2 箇所、送水管 1,550m、伯太簡易水道の下十年畑浄水場から水を送ります。事業期間は、
- ・**大谷地区** 増圧ポンプ 2 箇所、送水管 300m を整備し、伯太簡易水道の下十年畑浄水場から送水。
- ・**西谷地区** 送水管 2,420m を整備し、比田簡易水道の西比田浄水場から送水
- ・**須谷地区** 増圧ポンプ 1 箇所、送水管 1,800m を整備し、布部簡易水道の布部浄水場から送水
- ・**大郷地区** 増圧ポンプ 2 箇所、送水管 1,000m を整備し、伯太簡易水道の下十年畑浄水場から送水。(平成 33 年度施工予定)

### 2. 配水管改良事業

経年管の改良工事（山佐簡易水道事業区域）

### 3. 水源地改良事業

老朽（経年化）した施設、及び水質低下する施設の改良事業

伯太簡易水道区域（原代浄水場：ろ過機）

奥田原簡易水道区域（奥田原浄水場：ろ過機）

### 4. 老朽管（経年管）更新事業

設置後 40 年以上が経過等の水道管を年次計画に基づき更新を行なう。

（伯太簡易水道区域、比田簡易水道区域）





比田 滝谷配水池（広瀬町）

## VI. 簡易水道と上水道の統合問題について

### 1. 背景

水道普及率は 98%を超え、当初の公衆衛生の確保目的は達成された。今後は、料金水準の適正化等によって経営基盤の強化を図ることが重要となる。

### 2. 国の方針

経営基盤の弱い簡易水道に対する支援制度を継続しつつ簡易水道の統合を促進するため、国は補助制度の見直しを行った。その結果、今後の新規の国庫補助事業を行うためには、平成 28 年度末までに統合しなくてはならなくなった。

### 3. 統合による影響

#### 【簡易水道に対する手厚い補助が無くなる】

#### (1) 一般会計繰入金の減額

簡易水道の繰出基準から上水道の繰出基準に移行するため、基準に該当しなくなり繰出金が減少する。(高料金対策・起債償還)

高料金対策・起債償還対策約 1 億 1,000 万円の減額

国からの交付税措置についても約 3,700 万円の減額となる。

#### (2) 地方公営企業法適用による減価償却費の問題

簡易水道特別会計から上水道会計へ移行により、新たに簡易水道分の減価償却費 3 億 2,000 万円が生じる。

#### (3) 簡易水道の赤字負担

例年簡易水道会計の赤字補填として約 7,000 万円程度の基準外繰入をしている。今後この取り扱いをどうするのか検討が必要となる。

## VII. 財政収支予測

資料編10参照

水道事業の統合は平成28年度末であり、事業統合にあわせて料金改定を検討しなければならない状況である。水道料金の算定期間は『水道料金算定要領』に従うと3年間から5年間であるので、今回の算定期間は平成29年から平成33年までの5年間とした。また、算定期間以後の状況を把握することも踏まえ、財政収支予測は平成26年から平成35年までの10年間（公営企業会計上の収益的収支による予測）で行った。

<表5 収支予測結果概要>

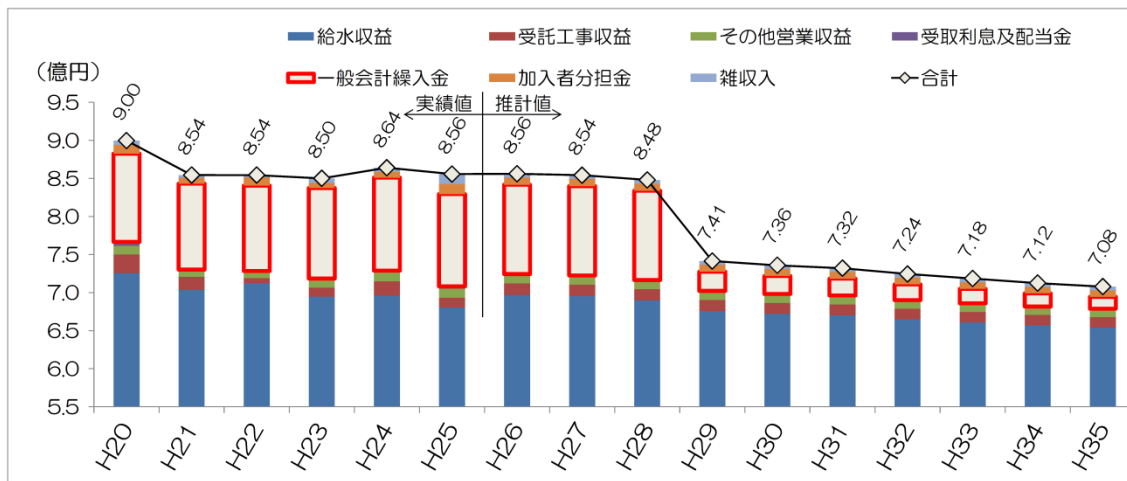
収支予測（H29～H33）

単位：億円

	H29	H30	H31	H32	H33	5年平均
収入	7.41	7.36	7.32	7.24	7.18	7.30
支出	10.31	10.27	10.23	10.02	9.84	10.13
収支	-2.90	-2.91	-2.91	-2.78	-2.66	-2.83

<表6 水道事業収益予測結果>

※平成28年度以前の金額は簡易水道事業と上水道事業の収益を単純に足したものの。

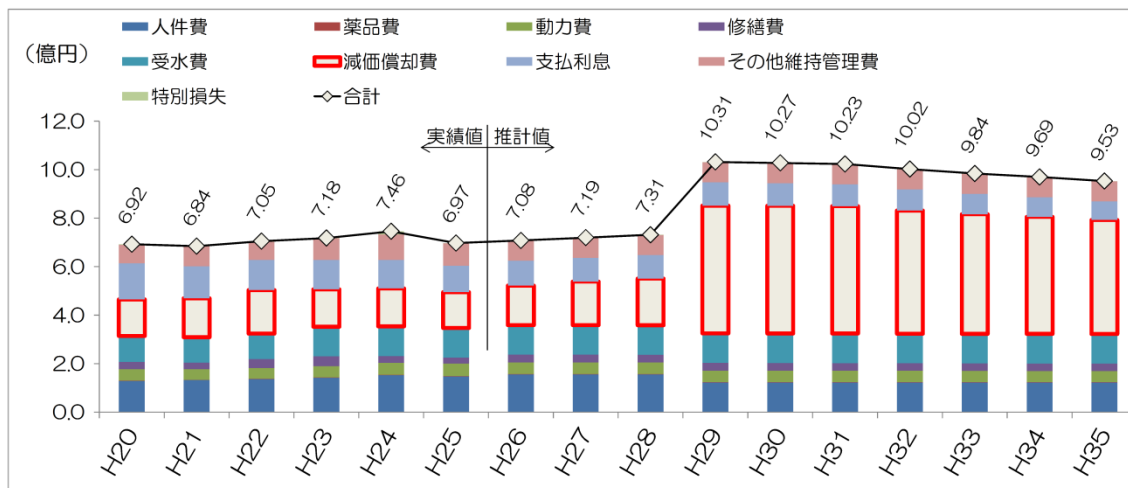


※一般会計繰入金が平成29年度以降減少する。

※平成29年度以降の一般会計繰入金は、現在の繰出基準により算出した金額（基準内繰入金）。

＜表 7 水道事業費用予測結果＞

※平成 28 年度以前の金額は簡易水道事業と上水道事業の費用を単純に足したものの。



※減価償却費が平成 29 年度以降増加する。